

富山県養育費確保等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、富山県養育費確保等支援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、養育費の継続した履行確保を図るため、離婚後のひとり親に対し、養育費の取決め及び履行確保に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、申請時において富山県内の町村に居住するひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。）であって、補助区分ごとに別表1から別表4までに定める要件を全て満たす者とする。
なお、本事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額については、別表1から別表4までに定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1から別表4に定める基準日（令和7年4月1日以降に限る。）から1年以内に、富山県養育費確保等支援補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
2 前項の申請書には、補助区分ごとに別表1から別表4までに掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定等)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額について決定するものとする。
2 知事は、前項の決定を行った場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、申請書に記載された口座に決定した金額を振り込み支給するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
(2) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第9条 申請者は、知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金がすでに交付されているときは、知事の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

補助区分	公正証書等作成経費補助
補助対象者 (第 3 条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 養育費の取決めに係る経費を負担した者 ウ 養育費の取決めについて、債務名義を有している者 エ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助（他自治体が補助したものを含む。）を受けていない者
補助対象経費 (第 4 条関係)	ア 公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）に定める公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）及び送達に要する費用 イ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用 ウ 家庭裁判所への養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立て又は裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る。）、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得に係る費用（養育費の取決めに係る部分に限る。）
補助額 (第 4 条関係)	対象経費の全額（上限 5 万円）
基準日 (第 5 条関係)	公正証書等の作成がなされた日
申請書に添付する書類 (第 5 条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から 6 か月以内に交付されたもの、写し可） イ 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、運転免許証など） ウ 補助対象経費の領収書等（宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの（行政機関等が発行する領収書等で記載が困難な場合を除く）） エ 養育費について取り決めた債務名義（公正証書（強制執行認諾条項付き）、調停調書、判決書等）の写し オ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの カ その他知事が必要と認めるもの

別表 2

補助区分	裁判外紛争解決手続（ADR）等利用料補助
補助対象者 （第 3 条関係）	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 養育費の取決めのため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証 ADR 事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ADR）を利用し、その経費を負担した者 ウ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助（他自治体が補助したものを含む。）を受けていない者
補助対象経費 （第 4 条関係）	裁判外紛争解決手続（ADR）の申立手数料、期日手数料などの手数料
補助額 （第 4 条関係）	対象経費の全額（上限 5 万円）
基準日 （第 5 条関係）	養育費について取り決めた文書を作成した日もしくは ADR による合意が成立しないことが確定した日
申請書に添付する書類 （第 5 条関係）	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から 6 か月以内に交付されたもの、写し可） イ 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、運転免許証など） ウ 補助対象経費の領収書等（宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの） エ 弁護士会又は認証 ADR 事業者と締結した契約書の写し オ 養育費について取り決めた文書の写し又は ADR 手続が終了したことがわかる資料の写し カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの キ その他知事が必要と認めるもの

別表 3

補助区分	養育費保証契約締結費用補助
補助対象者 (第 3 条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結し、初回保証料を負担した者 ウ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助（他自治体が補助したものを含む。）を受けていない者
補助対象経費 (第 4 条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回契約時のものに限る。）
補助額 (第 4 条関係)	対象経費の全額（上限 5 万円）
基準日 (第 5 条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結した日
申請書に添付する書類 (第 5 条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から 6 か月以内に交付されたもの、写し可） イ 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、運転免許証など） ウ 補助対象経費の領収書等（宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの） エ 養育費保証契約に係る契約書の写し オ 養育費について取り決めた文書の写し（公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など） カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの キ その他知事が必要と認めるもの

別表 4

補助区分	養育費強制執行等申立てに係る弁護士費用補助
補助対象者 (第 3 条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 強制執行等申立てに係る契約を弁護士等と締結している者 ウ 強制執行等申立てを行うことにより養育費を取得し、弁護士に対する報酬金を負担した者 エ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助（他自治体が補助したものを含む。）を受けていない者
補助対象経費 (第 4 条関係)	強制執行等申立てに係る弁護士費用（報酬金のうち養育費の受取り開始後 1 年間分に限る。） ただし、法テラスを利用した場合に免除となる金額を除く。
補助額 (第 4 条関係)	対象経費の全額（上限 5 万円）
基準日 (第 5 条関係)	弁護士に対して報酬金（養育費の受取り開始後 1 年間分に限る。）を支払った日
申請書に添付する書類 (第 5 条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から 6 か月以内に交付されたもの、写し可） イ 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、運転免許証など） ウ 補助対象経費の領収書等（宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの） エ 養育費強制執行に係る弁護士等と締結した契約書の写し オ 養育費について取り決めた債務名義の写し カ 強制執行申立ての結果がわかる書類の写し キ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの ク その他知事が必要と認めるもの